

食品表示一元化検討会報告書案への意見

2012年6月28日 山根香織

2 新たな食品表示制度の基本的な考え方

【意見】

- 事業者にとっての都合ばかりが取り上げられており、消費者が産地偽装などによって被害を被り、消費者の選択権を確保するために、その必要性が高まったことが認識されていません。
- 「食品衛生法」「JAS 法」「健康増進法」の食品表示制度に関する規定を抜き出し、これを統合して新しい食品表示法とする「作業」しか考えていません。
- 組織面で一元化がなされたとありますが、地方における執行体制は一元化されていません。報告書案に、今後の課題として書き込むべきです。

(2) 食品表示の目的

【意見】

- 「消費者基本法」と併せて、「食品安全基本法」にある「食品の安全性の確保はこのために必要な措置が国民の健康の保護が最も重要である」という基本的認識の下に」を明記すべきです。
- 消費者が商品を選ぶとき、どんな材料が使われ、何が入っているか、いつ、どこで、誰が、どのように作ったのかという、食品の実態が分かるよう正確な情報が提供されるべきです。
- 食品表示の原則は、消費者の知る権利、選択の権利を保障することです。しかし現在の表示制度の下では消費者は選ぶ権利を奪われています。2004年制定の消費者基本法では、「消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自立かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対して必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映されること」など、消費者の権利が尊重されるべきであることが基本理念として明確に掲げられています。この基本法の理念に沿った食品表示制度が制定されることを望みます。

(3) 食品表示制度の在り方

【意見】

- 「事業者の実行可能性」「消費者の表示の見やすさ」が強調され、「食品表示の目的はできるだけ簡明なものとする」「用語や解釈の統一を図る」「多くの情報よりも重要な情報を確実に消費者に伝える」となっており、「表示の見やすさ」のみを重視しています。
- 事業者に情報提供させようとする表示の目的が後退しており、結果的に自立した消費者が選択することができません。
- 消費者庁が意欲的に厳格な表示制度を執行していこうとする姿勢ではなく、事業者の立場に立った、3法（食品衛生法、JAS 法、健康増進法）を後退させるようなものとなっています。

(4) 義務表示事項の範囲

【意見】

- 表示コストによって食品の供給が滞ったりすることは現実的にはありえず、この部分は削除すべきです。相応のコストがかかることとされていますが、検討会の中できちんとした検証はされていません。「必ずしもそのような情報を求めている消費者」というような表現がされており、消費者庁の事業者寄りの立場が如実に表れています。

イ 現行の義務表示事項の見直し

【意見】

●長年の議論の下にその必要性が認められてきたとありますが、検討会では現行の表示制度の問題点についての検証も議論も行われないうまま、「優先順位」という考え方を導入し見直しが必要であると明記するのは問題です。優先順位ではなく必要事項は全て表示し、その後、例外規定を定める方法とすべきです。

ウ 新たな義務付けを行う際の考え方

【意見】

●「より多くの消費者が重要と考える情報」「添加物表示や遺伝子組換え表示について、一部の消費者にとって関心が深い事項」「見やすさが低下したり、不相当なコスト上昇を引き起こすおそれ」「容器包装以外の媒体(例えばWEBなど)によって必要な情報を提供すれば、容器包装への表示は省略することができる」など、事業者の立場からの表現となっています。弱者にとって必要な情報を重視しつつ、全ての情報を表示すべきです。

●「添加物表示や遺伝子組み換え表示について、一部の消費者にとって関心が深い事項」とありますが、添加物表示や遺伝子組み換え表示について、多数の消費者が購入時の参考に行っていることは、当検討会に報告された消費者意向調査の結果*から明らかであり、「一部の」という記述は訂正すべきです。必要なのは、義務表示の削除＝「容器包装以外の媒体」の検討ではなく、「見やすさの改善」「コスト対策」によってどう表示できるかという姿勢とその具体的な検討です。

※消費者庁食品表示課/「食品表示に関する 消費者の意向等調査(Web アンケート結果)」(平成 23 年 12 月実施)結果…「参考にしている」計:食品添加物 61%、遺伝子組み換え 54%。

エ 将来的な表示事項の見直し

【意見】

●「義務表示事項を柔軟に変更できるような法制度」、「優先順位に留意しつつ」、「必要に応じて」など、見直しの基準が曖昧です。

●これまで策定された法律の規定を後退させるべきではありません。新たな食品表示制度は消費者の要望を基に議論を重ねた上で策定されることを望みます。

3 新たな食品表示制度における適用範囲の考え方

【意見】

●食生活の形態が自宅での調理以外に広がっている現状からすれば、消費者の選択権確保のためには中食・外食での表示こそが重要となっており、事業者の言い分ばかりでなく、消費者が望む表示の拡大を基本にすべきです。これは韓国などでも実現できていることです。

●容器包装された食品とは異なり、情報が十分でないまま購入させられているのが現状です。「購入手続きに時間的余裕がある」とか「商品が安価で消費者になじみが深い商品」ということは、義務表示の対象から外す理由にはなりません。

4 新たな食品表示制度における加工食品の原料原産地表示の考え方

【意見】

日本は、カロリーベース自給率が 40%前後にまで落ち込んだ結果、いのちの糧である食料を他国からの輸入に過度に依存しています。日本の食卓に大量かつ安価に流入する外国産の食品と原料は、一般的にトレーサビリティ(産地、生産方法とその履歴など)の確認が難しく、そのほとんどの情報は消費者に対して明ら

かにされていません。

こうした背景の下、農産物の残留農薬事故や、加工食品の毒物混入事件、加工食品原料の産地偽装事件、汚染されたミニマムアクセス米が食用に不正規流通された事故米事件など、消費者の誤認を招いたり、食の安全・安心を揺るがす事故・事件が後を絶ちません。多くの消費者が加工食品原料のトレーサビリティの確立とそれに基づく原料原産地表示を求めています。当検討会に報告された消費者意向調査の結果^{*}でも明らかです。

※消費者庁食品表示課「食品表示に関する 消費者の意向等調査(Web アンケート結果)」(平成 23 年 12 月実施)結果…「参考にしてている」計:原料原産地 68%。

原料原産地表示は、食品の安全性そのものを示す情報ではありませんが、そのトレーサビリティを知ることによって消費者が安全性に関して自ら判断し選択購入するための大切な情報の一つです。

2009 年 4 月に「米トレーサビリティ法(米穀等の取引情報記録と産地情報の伝達法)」が成立し、米とその加工品にトレーサビリティと原産地表示を義務付けました。この法の附則及び附帯決議には、加工食品全般のトレーサビリティと原料原産地表示の義務化の検討が掲げられています。

また、2011 年 8 月の消費委員会では、「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」を受けて、原料原産地表示拡大の進め方について、特に、「品質の差異」に着目するJAS法の制度化では加工食品の原料原産地表示の拡大には限界があることから、消費者庁は食品表示の一元的法体系のあり方の検討の一環として、必要な検討を進めることを求めています。

原料原産地表示については、加工食品は原則すべてにおいて義務化し(やむを得ない事情のあるものに限る例外あり)、加えてすべての外食・中食についても原則義務化(同上の例外あり)を行うべきです。但し、中小零細企業については、別途、段階的な実施方策や支援策を考慮する配慮が必要。

※韓国における加工食品の原料原産地表示は、その義務を多くの加工食品に課している(資料②参照)が、それにかかるコストは販売価格の 0.07~0.25%にすぎない(韓国農村経済研究会「研究報告 R632」2011 年 11 月)。単価 500 円の商品の場合、かかるコストは 0.35~1.25 円にあたる。日本での自主的な実践事例においても同様の結果との報告がある。

5 新たな食品表示制度における栄養表示の考え方

【意見】

栄養表示は、アメリカなど諸外国ではすでに導入されていますが、日本では、特定の栄養素を強調する言葉を使用した場合等が対象であり、定め方も含め、消費者、事業者双方にとって、非常に分かりにくい制度となっています。また、海外からの輸入品にその表示があるにもかかわらず、制度化されていないため翻訳されていないという現状もあります。全ての商品に分かりやすい栄養表示を実施し、健康保持のための選択に役立たせるべきです。

6 検討すべき課題

【意見】

●2013 年 3 月までに新たな食品表示法の法案が作成される予定ですが、それまでにワーキンググループ等を設置し、個別の課題の検討を並行して進めるべきです。個別の課題として、遺伝子組み換え食品、食品添加物、製造所固有記号の是非、商品名の規制、特定原材料(アレルゲン)の見直し、クローン食品、他